

オーストラリア民間航空安全庁と日本国国土交通省航空局との間の
航空整備に関する技術取決め
(仮訳)

オーストラリア民間航空安全庁（以下「CASA」という。）及び日本国国土交通省航空局（以下「JCAB」という。）（以下単独で「当局」といい、総称して「両当局」という。）は、

前文

- (A) 両当局は、本技術取決めに記述される手続にしたがって、一般的な航空整備、特に承認された整備組織に係る承認と監視に係るそれぞれの法律、規則、基準、実務、手順及び制度が、相互に整備監視制度を受け入れるに足る同等性を有することに同意し、
- (B) 両当局は、航空整備に係る本技術取決めの実施日から、他の何らかの取決めにより置き換えられ、相互の同意により修正され、又はいずれかの当局によって終了されるまで、本技術取決めに従って活動することを希望し、
- (C) したがって、各当局はそれぞれの法律、規則、標準、実務、手順及び制度の下で課せられる義務を損なうことなく、この技術取決めは、以下により、検査及び評価の重複を避けることを目的として、
- (i) 整備組織の承認のための他方の当局による検査及び評価の結果を、自らの検査及び評価の結果と認識することを、各当局が認めること。
 - (ii) 他方の当局による整備後の民間航空製品を運航に供するための制度を、自らの整備後に運航に供する制度と認識することを、各当局が認めること。

以下の共通認識に達した。

1. 定義

1.1 本技術取決めにおいては、文脈上別段の解釈を要する場合を除き、用語の定義は以下のとおりとする。

日本に関連する「領域」とは、日本の領域を指し、オーストラリアに関連する「領域」とは、オーストラリアの領域を意味する。

「航空製品」とは、あらゆる航空機用発動機、プロペラ、サブアッセンブリー、装備品又はこれらに装備される材料、部品若しくは構成部分を意味し、航空機を含まない。

「条約」とは、1944年12月7日シカゴにおいて署名された国際民間航空条約を意味する。

「整備」とは、以下の行為を意味する。

- (a) 航空製品の検査、オーバーホール、修理、保守若しくは改造又は
- (b) 航空製品の部品、構成部分、材料若しくは装備品を、同様の部品、構成部分、材料若しくは装備品と交換すること。

日本において「整備組織」とは、航空法第20条に基づく認定を受けた組織を意味する。オーストラリアにおいて「整備組織」とは Part 145 of the Civil Aviation Safety Regulations 1998に基づく承認を受けた組織を意味する。

「監督当局」とは、本技術取決めに従って整備を実施する整備組織が所在する領域の管轄権を持つ当局を意味する。

「責任当局」とは、当該当局の国で登録された航空機に装備された、又は装備される航空製品の耐空性の安全監督に係る条約上の責任を有する航空当局を意味する。

「技術記録」とは、航空製品に係る所有者又は運航者が、航空製品に適用される航空法令に従い、保持することが要求されるあらゆる文書を意味し、判読可能で永続的な方法により、航空製品に対し整備を実施した者の氏名、署名又は個人の識別子、実施日及び整備の詳細を明記する文書をいう。

技術記録には、発動機、プロペラ及び構成部品に関するログ、技術図面、X線フィルム、非破壊検査報告書、試験室報告書及び発動機試験記録を含むが、これらに限られるものではない。

2. 範囲

2.1 本技術取決めは、以下のことを実施可能にするため両当局間における作業の取決めを設定するものである。

- (a) 一方の当局の領域において、その当局の整備制度の下で整備を実施した航空製品を、他方の当局が受け入れること。
- (b) 一方の当局が実施した整備組織に対する評価及び承認を、他方の当局が受け入れること。
- (c) 整備の基準及び整備の証明制度について情報を交換すること。
- (d) 航空製品の整備について、協力及び支援すること。

3. 整備及び証明

3.1 監督当局から、本技術取決めに基づき整備業務を実施することが承認され、かつ本技術取決め附録1に適合する各整備組織は、責任当局により、監督当局の領域で整備される航空製品について整備機能を実施又は証明できるものと認識される。

例：日本で運航するオーストラリア籍の航空機の航空製品は、JCABによる認定を受けた整備組織による整備を受けることができる。

注：オーストラリアが責任当局である場合、この項目は Part 42 Manual of Standards に日本が記載されているかによる。

3.2 本技術取決めに基づき整備業務を提供することの承認を得ようとする整備組織は、各監督当局が別途定める手続に従って、承認を希望する日の少なくとも 90 日前に、各監督当局宛に申請しなければならない。

3.3 本技術取決めに基づき整備業務を実施することが監督当局から承認された整備組織は、本実施取り決め附録 1 に従うとともに、同附録に示すあらゆる条件に適合して整備を実施し、証明しなければならない。

3.4 本技術取決めの 3.5 項及び 3.6 項に従い、本技術取決めが適用される航空製品整備の証明は、以下のとおり、両当局に受け入れられる。

(a) 本技術取決めに従って発行される CASA Form 1 Authorised Release Certificate は、JCAB 様式 18 装備品等基準適合証と同等として JCAB に受け入れられる。

(b) 本技術取決めに従って発行される JCAB 様式 18 装備品等基準適合証は、CASA Form 1 Authorised Release Certificate と同等として CASA に受け入れられる。

注：オーストラリアが責任当局である場合、この項目は Part 42 Manual of Standards に日本が記載されているかによる。

3.5 オリジナルの機器製造者によらない、航空製品に対するあらゆる修理及び改造の設計については、責任当局の要件に従って承認される。

3.6 整備が航空製品の取付けを含む場合、取付けられる航空製品は、責任当局により承認された、又は責任当局が受け入れ可能な組織から提供されるものでなければならない

4. 相互協力及び技術支援

4.1 両当局は、本技術取決めの事項に係る情報を提供する。また、本技術取決めに従って整備及び証明作業を行う者に必要となる技術取決めの規定及び特別要件の概要を一般に知らせるために、適切なアドバイザリー文書を作成し、それぞれの管轄において設定された方法により配布する。

4.2 両当局は、本技術取決めの目的と目標を促進するために、要請により、互いに技術評価の支援を提供する。このような支援には、整備組織の本技術取決め及び監督当局が所在する国の法令への継続的な適合の報告を含みうるが、これに限られるものではない。

4.3 両当局は、本技術取決めに関係するあらゆる規則、標準、ガイダンス、方針、慣行及び解釈文書を相互に提供する。また、これらの文書は迅速に改正され、あらゆる改正について相互に提供しあうことを確実に実施する。

- 4.4 本技術取決めの範囲内で、緊急又は通常ではない事態が発生し、それらが取決め内に明確に記述されていない場合のそれらの取扱いについては、両当局は互いに協議し、相互の同意に基づき、必要であれば本技術取決めの修正を含めて、適切な行動をとる。
- 4.5 両当局は、相互の協力及び適切な事前の通知により、本技術取決めの下で整備を実施することを認められた整備組織に対して、一方の当局が実施する検査及び監査に他方の当局がオブザーバーとして参加することを認める。
- 4.6 いずれの当局も、本技術取決めの下で他の当局により与えられた承認に関するあらゆるデータの開示又は見直しを隨時、要請することができる。他方の当局による情報の開示は、プライバシー又は機密に関係する適用法令その他の要求に従うことを前提とする。
- 4.7 適切な事前通知をした上で、両当局は、重大な整備の問題を調査し、本技術取決めの有効な適用について確認するために、独立して相互の整備組織に対して検査を実施することを認める。
- 4.8 上記にかかわらず、整備組織が耐空性に係る規則により要求される安全基準を維持していないことを責任当局が正当な根拠に基づいて決定した場合には、責任当局の要請により、監督当局は整備組織に対して与えられた本技術取決めへの参加に係る承認を取り消すことができる。

5. 通知

- 5.1 各当局は、本技術取決めに明記された規則又は条件に対する適合が満足ではなく、承認された組織が本技術取決めの事項に適合するための能力に影響するあらゆる事例を、他方の当局に通知する。
- 5.2 監督当局は、本技術取決めへの参加を承認された整備組織に対してとられた、取消し又は停止を含む、あらゆる調査又は強制処置について、速やかに他方の当局に通知する。

6. 管理及び実施

- 6.1 本技術取決めの管理と実施の責任者は以下のとおりである。

オーストラリア民間航空安全庁: Manager, Airworthiness and Engineering Branch GPO Box 2005 Canberra ACT 2601 AUSTRALIA	国土交通省航空局: 航空機安全課長 100-8918 東京都千代田区 霞ヶ関 2-1-3
--	--

- 6.2 各監督当局は、本技術取決めへの参加を承認された整備組織について、本技術取決めに基づく初回承認日、業務の範囲及び限定を含むリストを作成し、公表する。
- 6.3 両当局は、6.1 項に示す職位にある者の特定を含み、しかしこれに限らず、本技術取決めの管理と実施に影響するあらゆる重要な組織変更について、他の当局に通知する。
- 6.4 両当局は、隨時、本技術取決めを共に見直しし、相互の同意により適切に修正を実施することができる。それぞれの修正は、書面で記録される。
- 6.5 本技術取決めの解釈又は適用に係るあらゆる相違は、6.1 項に示される者の中にいて、又はそれらの者に指名された代理人として他方の当局に示された者による協議により解決される。
- 6.6 本技術取決めに添付された附録 1 は、本技術取決めと共に読まれ、本技術取決めの不可分の一部を形成する。

7. 費用及び経費

- 7.1 両当局は、本技術取決めの準備及び実施に関して発生する自らの費用及び経費を自らが負担する。

8. 開始

- 8.1 本技術取決めは CAAS の Director of Flight Standards Division 及び JCAB の航空機安全課長による最後の署名の日の 60 日後に開始される。

9. 終了

- 9.1 いずれの当局も、他方の当局に対して決定を書面で通知することにより、本技術取決めを終了することができる。当該通知の受領から 180 日が満了する前に、相互の同意により当該通知が取り消される場合を除き、本技術取決めは、当該通知の受領から起算して 180 日後に終了するものとする。

2022 年 3 月 25 日キャンベラにて署名された 2022 年 3 月 18 日東京にて署名された

オーストラリア民間航空安全庁 (CASA) のために 国土交通省航空局 (JCAB) のために

(署名)

(署名)

リチャード・ストッカー
耐空性及びエンジニアリングプランチマネージャー
国内オペレーション及び基準課
オーストラリア民間航空安全庁

北澤 歩
国土交通省航空局安全部
航空機安全課長

附録 1 整備組織の認識

1. 本技術取決めの下で整備業務を実施することが承認される整備組織は、本附録 1 の要件に適合しなければならない。
2. 本技術取決めは、監督当局の管轄領域に所在する整備組織にのみ適用される。
3. 整備組織は、以下の場合、他の組織に対して整備作業を委託又は下請負に出すことができる。
 - (i) 委託先又は下請負先が整備組織により監督される場合
 - (ii) 整備組織が必要なメンテナンスリリースを発行する場合
4. 整備組織は、業務規程本体又は適切なサプライメントに、以下の事項を含めることとする。
 - 4.1 組織の人員に対し、本技術取決め内の事項に関する方針及び手順に従うことを指示する旨の、現最高経営責任者又は承認された最高責任者により署名された声明。
 - 4.2 本技術取決め内の事項に適合しない場合又は業務規程に記述された方針及び手順に適合しない場合には、本技術取決めにより与えられるあらゆる権利の停止又は取消しの根拠となりうることの承認。
 - 4.3 責任当局は、組織が本技術取決めの要求に適合していることを確認するため、立ち入ることがあることの承認。
 - 4.4 以下を保証するための手順
 - (i) 整備は監督当局の規則に従って実施されること。
 - (ii) 航空製品は、監督当局により要求される適切な装備品等基準適合証を用いてリリースされること。

注：オーストラリアの整備組織は、実施した整備が本技術取決めに基づいてリリースされることを CASA Form 1 に明確に記載すること。
日本の整備組織は、実施した整備が本技術取決めに基づいてリリースされることを JCAB Form 18 に明確に記載すること。
 - (iii) 取り付けられたあらゆる部品は、責任当局が受け入れ可能な組織により製造又は整備されたものであること。
 - (iv) オリジナルの機器製造者によらない、又は責任当局の承認が必要な航空製品に対するあらゆる修理及び変更の設計については、責任当局の要件に従って承認されること。
 - (v) 責任当局の耐空性改善通報及び耐空性限界に係る規則に適合すること。
 - (vi) 責任当局の要求に従い技術記録が全てそろえられること。

- (vii) 航空製品で発見された、あらゆる義務報告状況は、責任当局、監督当局及び顧客に報告されること。
 - (viii) 整備組織内の関係者は、本技術取決めに関する法令、規則、慣行、手順及び制度について訓練され、最新の情報に基づいて維持されること。
5. 上記にかかわらず、いずれの当局も、当該組織が本技術取決めに適用される基準を維持していない、又は本技術取決めの意図に達していないと認めた場合には、本技術取決めによる地位及び権利を取り消すことができる。